

令和7年（2025年）5月発行



第77号の内容

- ▼5月は消費者月間です
- ▼定期購入・悪質な通販サイト・詐欺電話にご注意ください！
- ▼くらしの一日講座のご案内
- ▼県内消費生活相談窓口一覧 ほか

5月は消費者月間です



令和7年度消費者月間統一テーマは

明日の地球を救うため、消費者にできること

グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？

毎年のように記録的な大雨や高温など異常気象の影響による災害が発生しており、私たちは地球温暖化による気候変動の影響をひしひしと感じています。地球温暖化の責任はほぼ全面的に我々人類にあると言われており、私たちの日々の行動を見直していくことが不可欠となっています。私たちの身近な周りを見回してみると、地球環境の持続可能性に影響を与えうる消費行動はたくさんあるのではないのでしょうか。さあ、みんなで地球を守る消費行動を始めましょう！詳細は消費者庁 HP をご確認ください。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2025)

滋賀県消費生活センター 窓口のご案内

相談専用電話 ☎ 0749-23-0999

受付時間

月～金 午前9時15分から午後4時まで

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉所します

インターネット消費生活相談もあります（PC・スマホからアクセス）

※インターネット相談はおおむね3営業日以内にメールで返答します

消費者ホットライン ☎ 188（いやや!）

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります

土曜、日曜、祝日は国民生活センターの休日相談につながります



（インターネット相談）



定期購入・悪質な通販サイト ・詐欺電話にご注意ください！



事例① 定期購入関連トラブル

動画配信サービスの広告を見て化粧品を注文した。「お試し、1回だけ、1,980円」とあったので安心していましたが、初回が届いた翌月に同じ商品が3本届いた。事業者へ連絡すると、初回で解約するなら本来の価額との差額約1万円を支払えと言われた。

アドバイス

- インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。
- 契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。
- いつでも解約可能と表示されていても、電話が繋がらないなど、容易に解約できないような販売業者も存在します。安価にお試しできるとの誘い文句に惑わされず、まず販売業者の情報や評判を入念に確認するようにしましょう。

事例② 悪質な通販サイトトラブル

ブランドの財布をネットで購入し、9,100円を振り込んだ。3日後に事業者より、在庫切れのため返金すると連絡があり、LINEアカウントを登録するように指示された。

アドバイス

- 「正規の値段より極端に安価」「正確な運営情報（運営者氏名、連絡先等）が記載されていない」「日本語の表現が不自然」「支払い方法が銀行振込に限定」等のサイトは詐欺サイトの恐れがあるので、注意が必要です。
- 支払ってしまうとお金を取り戻すことは困難です。価格の安さばかりに気を取られず、少しでも怪しいと思ったら、利用を控えましょう。

事例③ 行政を騙る詐欺電話

国の機関を名乗る者から電話があり、あなたの電話番号が不正に利用されているため警察につなぐと言われ、無料通話アプリのテレビ電話に誘導された。更に警察を名乗る者から、自分が無関係であることを証明するため、身分証の提示を求められた。

アドバイス

- 行政機関が無料通話アプリで連絡を取ることはありません。
- 不審に思ったら、すぐに通話を切りましょう。
- 個人情報を与えた場合、悪用される可能性がありますので、警察に相談しましょう。

滋賀県消費生活センターからのご案内

くらしの一日講座（出前講座）



消費生活相談員が地域の自治会等に出向いて、様々な悪質商法の手口や被害の状況、その対処法等について分かり易く説明する**出前講座**を実施しています。是非ご利用ください。
ご利用は無料です！

【講座の実施対象】 滋賀県内に在住またはお勤めの方
(概ね 20 人以上のグループ)

【お申し込み方法】 講座を希望される日の**40日前まで**に、申込書に必要事項をご記入の上、消費生活センターに FAX、郵送等により提出してください。申込書は、県ホームページで「くらしの一日講座」と検索していただきますとダウンロードできます。申込みを希望される際は、まずはお気軽にお問い合わせください。(TEL 0749-27-2234)



しらが（しらせる滋賀情報サービス）の御案内

しらが（しらせる滋賀情報サービス）では、増加している消費者トラブルなど消費生活情報を配信しています。

令和6年2月に新システムに移行しており、旧システムで登録されていた方は再登録が必要です。再登録する場合、login@pref-shiga-info.mailio.jpへ空メールを送信してください。



(右のQRコードをカメラで読み取ると、空メールの送信画面が開きます。)

詳細は HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/306374.html>) をご覧ください。

あなたも 消費生活相談員 になりませんか？



消費生活相談員は、国家資格であり、全国各地の消費生活センター等で消費生活相談やあっせんに対応する専門職です。年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、誰でも受験できます。

【受付期間】 **6月16日（月）～7月31日（木） 当日消印有効**

【試験日】 第1次試験 10月18日（土）※今年度は大津市（ピアザ淡海）でも第1次試験が実施されます。

第2次試験 12月13日（土）または12月14日（日）

※詳しくは、独立行政法人国民生活センターHP『消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度』(<https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>) をご確認ください。



滋賀県内消費生活相談窓口一覧

消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1146
長浜市消費生活相談室	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市消費生活相談窓口	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-69-2147
湖南市消費生活センター	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市消費生活センター	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8106
米原市地域振興課	米原市米原1016	0749-53-5110
日野町交通環境政策課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町くらし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7699
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

「くらしのかわら版」第77号（令和7年5月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務） FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

X（旧 Twitter） https://twitter.com/shiga_shohi

Instagram https://www.instagram.com/shiga_shohi/



（ホームページ）



（X（旧 Twitter））



（Instagram）